

新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰 事業者支援パッケージ(令和5年12月26日版)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び原油価格・物価高騰により売上の減少及び経費の増大等で経営に支障をきたしている県内の中小企業等事業者（主に商工業者）に対する今後の県の取組を中心とした支援策について、パッケージにまとめたもの。

県が令和5年度当初予算や補正予算などで措置している事業や、国で実施している事業で県が側面的にサポートする事業の概要を掲載している。

①事業継続支援メニュー

売上の減少及び経費の増大等を
補う給付・融資等の支援策

②事業再生支援メニュー

新型コロナウイルス、原油価格・物価高騰に対
応した販路開拓や業態転換等の支援策

③需要喚起促進メニュー

更なる需要喚起に向けた支援策

①事業継続支援メニュー

事業名	事業概要	実施予定	問い合わせ先
<p>伴走支援型特別資金 （旧名称：新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金） 県 融資枠230億円</p>	<p>金融機関が継続的な伴走型の支援を実施することにより、中小企業者の経営改善を支援するもの。 融資額：1億円以内 返済期間：10年以内（据置5年以内） 金利：年1.6%以内（保証料率0.2～1.15%）</p>	<p>県 現行の融資制度を令和6年3月まで延長。</p>	<p>都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫などの県融資制度取扱金融機関</p>
<p>事業再生計画実施支援資金（感染症対応枠） 県 融資枠4億円</p>	<p>認定支援機関の指導・助言を受けて作成した計画に基づく中小企業者の事業再生を支援するもの。 融資額：8,000万円以内 返済期間：15年以内（据置5年以内） 金利：年1.6%以内（保証料率0.2%）</p>	<p>県 現行の融資制度を令和6年3月まで延長。</p>	
<p>生活衛生事業者燃料価格高騰対策事業 県 予算1,440万円</p>	<p>一般公衆浴場及びクリーニング所に対し、燃料費高騰分の一部を補助するもの。 補助単価 一般公衆浴場 10万円 クリーニング所 5万円 （受取・引渡のみを行う取次店を除く）</p>	<p>県 申請受付期間 令和6年1月9日（火） ～令和6年2月9日（金）</p>	<p>宮城県 食と暮らしの安全推進課 補助金交付申請受付 022-211-3661</p>

①事業継続支援メニュー

事業名	事業概要	実施予定	問い合わせ先
<p>運送事業者原油高騰緊急支援事業 県 予算6億2,700万円</p>	<p>中小貨物運送事業者に対し、燃料費高騰分の一部を補助するもの。 補助単価 小型・軽以外 3万円/台 小型 2万円/台 軽 1万円/台</p>	<p>県 申請受付期間 令和5年12月25日(月) ～令和6年1月25日(木)</p>	<p>宮城県運送事業者原油高騰緊急支援補助金事務局 022-302-7620 事務局HPリンク</p>

②事業再生支援メニュー

事業名	事業概要	実施予定	問い合わせ先
<p>中小企業等再起支援事業 県 予算1億4,000万円</p>	<p>エネルギー価格等の物価高騰の影響により業績が悪化し、厳しい経営状況に置かれている中小企業・小規模事業者等が行う、販路開拓、生産性向上等の取組を支援するもの。</p> <p>補助率：2/3以内、上限額：100万円、下限額：30万円 要件：県内に本社・本店を有する中小企業・小規模事業者等（個人事業主、NPO法人含む）で、エネルギー価格高騰の影響を受け、下記①又は③の要件に該当している事業者。</p> <p>①令和5年1月以降のいずれか1か月間の「売上高」が、平成31年から令和4年までの同月比で30パーセント以上減少していること。 ②申請日以前の直近決算期の「売上高」が対前期比で減少しており、かつ、直近決算期の「売上総利益率」が対前期比で10パーセント以上減少していること。 ③申請日以前の直近決算期の「営業利益率」が対前期比で減少していること。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>県 申請受付期間（四次募集）： 令和5年12月下旬 ～令和6年1月31日予定</p>	<p>○制度全般について 宮城県中小企業支援室 022-211-2742</p> <p>○申請書類について 宮城県中小企業等再起支援事業補助金事務局 022-266-3821 事務局HPリンク</p>

③需要喚起促進メニュー（県の施策）

事業名	事業概要	実施予定	問い合わせ先
<p>地域ポイント等導入検討事業 県 予算4億5,690万円</p>	<p>デジタル地域ポイントを付与し、地域商店街で利用する実証事業を実施し、地域経済の活性化及びデジタル身分証アプリのダウンロード促進を図る。</p> <p>ポイント付与額：1人あたり5,000円相当 対象地域：石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町</p>	<p>県 実施期間 令和5年12月31日まで：女川町 令和6年1月15日まで：登米市 令和6年1月31日まで： 石巻市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町</p>	<p>富県宮城推進室 022-211-2791</p> <p>(事業者の方) 対象地域の商工会議所・商工会議所 (利用者の方) 0120-558-856</p>